

## 昭和二十三年法律第三百三十九号

第十条 次の各号の一に該当する者は、これを拘留又は料料に処する。

- 一 第四条又は第五条第二項の規定に違反した者
- 二 第四条の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五条第一項の規定に違施設をいう。

第一条 この法律で「公衆浴場」とは、温泉、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

第二条 この法律で「浴場業」とは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けて、業として公衆浴場を経営することをいう。

第三条 営業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

第四条 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。

第五条 通知しなければならない。

第六条 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で、これを定める。

第七条 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。

第八条 第二条の二 沿場業を営む者（以下「営業者」という。）が当該沿場業を譲渡し、又は営業者について相続、合併若しくは分割（当該沿場業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該沿場業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該沿場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該沿場業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

第九条 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十条 第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

第十二条 第十二条の二 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

第十三条 第十三条の規定により営業者は、その入浴を拒まなければならぬ。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

第十四条 第十四条の規定により営業者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

第十五条 第十五条の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯しない。

第十六条 第十六条の規定により立入検査をする場合は、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に公衆浴場に立ち入り、第二条第四項の規定により付した条件の遵守若しくは第三条第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

第十七条 第十七条の規定により立入検査をする場合は、第二条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の規定による許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第十八条 第十八条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

第二十条 第二十条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条又は第五条第二項の規定に違反した者
- 二 第四条の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五条第一項の規定に違施設をいう。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第八条、第九条又は前条第一号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本条の罰金又は料料を科する。

第二十二条 第十二条の二 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第二十三条 第十三条の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、浴場業を営んでいる者は、第二条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十四条 第十四条の規定により営業を営んでいた者は、昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を営み、この法律施行の際現に浴場業を営んでいた者は、この法律施行の日から、二月間は、第一条第一項の規定にかかわらず、引き続き浴場業を営むことができる。

第二十五条 第十五条の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六条 第十六条の規定により立入検査をする場合は、第二条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十七条 第十七条の規定により立入検査をする場合は、昭和二五年三月二十八日法律第二六号の規定により施行する。

第二十八条 第十八条の規定により立入検査をする場合は、昭和二十五年四月一日から施行する。

第二十九条 第十九条の規定により立入検査をする場合は、昭和三一年五月一七日法律第十八七号の規定により施行する。

第三十条 第二十条の規定により立入検査をする場合は、昭和三一年六月二日法律第一四八号の規定により施行する。

第三十一条 第三十一条の規定により立入検査をする場合は、昭和三十一年法律第百四十七号の施行の日から施行する。

第三十二条 第三十二条の二 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

第三十三条 第三十三条の規定により立入検査をする場合は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

第三十四条 第三十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和三十九年三月一日から施行する。

第三十五条 第三十五条の規定により立入検査をする場合は、昭和四十一年三月一日から施行する。

第三十六条 第三十六条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第三十七条 第三十七条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第三十八条 第三十八条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第三十九条 第三十九条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十条 第四十条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十一条 第四十一条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十二条 第四十二条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十三条 第四十三条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十四条 第四十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十五条 第四十五条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十六条 第四十六条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十七条 第四十七条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十八条 第四十八条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第四十九条 第四十九条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十条 第五十条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十一条 第五十一条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十二条 第五十二条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十三条 第五十三条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十四条 第五十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十五条 第五十五条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十六条 第五十六条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十七条 第五十七条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十八条 第五十八条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第五十九条 第五十九条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十条 第六十条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十一条 第六十一条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十二条 第六十二条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十三条 第六十三条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十四条 第六十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十五条 第六十五条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十六条 第六十六条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十七条 第六十七条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十八条 第六十八条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第六十九条 第六十九条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十条 第七十条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十一条 第七十一条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十二条 第七十二条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十三条 第七十三条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十四条 第七十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十五条 第七十五条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十六条 第七十六条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十七条 第七十七条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十八条 第七十八条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第七十九条 第七十九条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十条 第八十条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十一条 第八十一条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十二条 第八十二条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十三条 第八十三条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十四条 第八十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十五条 第八十五条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十六条 第八十六条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十七条 第八十七条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十八条 第八十八条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第八十九条 第八十九条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十条 第九十一条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十一条 第九十二条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十二条 第九十三条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十三条 第九十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十四条 第九十五条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十五条 第九十六条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十六条 第九十七条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十七条 第九十八条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十八条 第九十九条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第九十九条 第一百条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百条 第一百零一条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百一条 第一百零二条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百十二条 第一百零三条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百十三条 第一百零四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百十四条 第一百零五条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百十五条 第一百零六条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百十六条 第一百零七条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百十七条 第一百零八条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百十八条 第一百零九条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百十九条 第一百一十条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十条 第一百一十一条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十一条 第一百一十二条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十二条 第一百一十三条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十三条 第一百一十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十四条 第一百一十五条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十五条 第一百一十六条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十六条 第一百一十七条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十七条 第一百一十八条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十八条 第一百一十九条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百二十九条 第一百二十条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十条 第一百二十一条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十一条 第一百二十二条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十二条 第一百二十三条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十三条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十四条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十五条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十六条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十七条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十八条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百三十九条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十一条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十二条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十三条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十四条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十五条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十六条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十七条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十八条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百四十九条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十一条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十四条の規定により立入検査をする場合は、昭和四一年三月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に第二条第一項の規定によりなされた許可に附された条件は、この法律による改正後の同条第四項の規定により附された条件とみなす。

#### 附 則（昭和五四年一二月二五日法律第七〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。第一条から第四条まで及び次項から附則第四項まで 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

2 第一条から第四条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の处分その他の行為又はこれららの規定の施行の際現に都道府県知事がした許可の申請その他の行為で、これららの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のした許可等の处分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

（施行期日）

3 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和六〇年一二月二四日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第六項の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和六一年九月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日

（罰則に関する経過措置）

2 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第六項の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和六一年九月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成五年一一月一二日法律第八十九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成五年一一月一二日法律第八十九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（厚生大臣に対する再審請求に係る経過措置）

（聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聽聞会（不利益処分に係るものと除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（附 則（平成六年七月一日法律第八四号）抄）

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（附 則（平成六年七月一日法律第八四号）抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十三条 この法律（附則第一項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

（附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄）

（施行期日）

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（同法第一百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り第一項中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り第一項中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限り第一項中農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定（公布の日）

（厚生大臣に対する再審請求に係る経過措置）

第七十四条 施行日前にされた行政手続に係る第百四十九条から第百五十二条まで、第百五十七条、第百五十八条、第百六十五条、第百六十八条、第百七十条、第百七十二条、第百七十三条（罰則に関する経過措置）

条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十三条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百十四条、第二百十九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

**第二百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置の政令への委任）

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、なほ従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

**第二百六十条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、なほ従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

**第二百六十二条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、なほ従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第二百六十四条** この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、なほ従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

**第二百六十五条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、なほ従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

**第二百六十六条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、なほ従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

**第二百六十七条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、なほ従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

**第二百六十八条** この法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含みないして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定により改定するもののか、この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、なほ従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

**第二百六十九条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二百六十四条** この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

この法律の施行前に改定する法律（新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務）については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十六条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第二百五十七条** 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第一条** この法律は、平成二年五月三日法律第九一号の施行の日から施行する。

**附 則** 平成二年五月三日法律第九一号抄

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第二百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** 平成二年五月三日法律第九一号抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第二百二十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

**第二十条** 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の公衆浴場法（以下この条において「新公衆浴場法」という。）第二条第三項の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新公衆浴場法第二条第三項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公衆浴場法第三条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**  
**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行  
る経過措置を含む。は、政令で定める。

(施行期日) 令和三年二月十四日施行第  
一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号  
一 附則第六条 第八条、第九条及び第十三条の規定  
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

**(施行期日)**  
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日  
付 則 (令和五年六月一四日法律第五二号)  
少

附 貝  
令和五年六月一四日清行第五二号

**第一** (施行する日)この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、付則第十二条第一項第一号に規定する場合を除く。

（検討）行方不明の規定は公有の日から施行する。

**第二条** 3 前二項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後のそろぞいの去律の規定の施行の状況(勘案)、必要があると認めるときは、当

御い。改正後の方々の沿街の規定の施行の状況を調査し、必要なものと認められることを  
該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 第五百九条第三項の規定による改正前の公衆浴場法（昭和二年三月二日法律第二十九号）は、本法施行後、五年以内の間は、同法の規定によるものとする。

**第七条** 第五条の規定による改正後の公衆浴場法（次項において「新公衆浴場法」という。）第二条の二の規定は、施行日前に公衆浴場法第一条第二項に規定する浴場業（次項において単に「浴

「場業」という。(の譲渡があつた場合における当該沿場業を譲り受けた者については、適用しな

都道府県知事は、当分の間、新公衆浴場法第二条の二第一項の規定により営業者の地位を承継

した者（浴場業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位

が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

**第十一條** この法律の施行前にした行為及び附則第三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十二条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。